

埼玉県報

第 2 6 6 1 号 平成27年1月13日 火 曜 日

目次

告示

- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告(東部地域振興センター)
- 加須都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧(みどり自然課)
- 春日部都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧(みどり自然課)
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示(商業・サービス産業支援課)
- 県道行田蓮田線の区域の変更(杉戸県土整備事務所)
- 県道さいたま菖蒲線の区域の変更(杉戸県土整備事務所)

埼玉県告示第二十五号

出さ 定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第二十五条第四項の規定に れたので、 同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告す ょ ij

法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション (http:/ 県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センター 及び翌事業年度 /www.saitamaken-npo.net/)) なお、 当該申請 の事業計画書及び活動予算書を、 に係る変更後の定款並びに当該定款 により縦覧に供する。 申請書 の 『を受理』 変更の におい した日 日 の属す て備え置く方 から二月間、 る事業年度

平成二十七年一月十三日

埼玉県知事 上田 清司

申請のあった年月日

平成二十六年十二月十八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人合

三 代表者の氏名

松實安

四 主たる事務所の所在地

埼玉県越谷市大字上間久里千五十一番地二 三井せんげん台ハイツ五百二十

五 定款に記載された目的

築をする事業を行い、 適に過ごし、 この法人は、 安心して豊かな暮らしを送ることができる新 あらゆる障害を持つ人と高齢者に対し、 社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。 地域に根ざし しい福祉システムの構 た生活を快

埼玉県告示第二十六号

法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課にお いて縦覧に供する。 で、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同 加須市から加須都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたの

平成二十七年一月十三日

埼玉県知事 上田 清司

埼玉県告示第二十七号

において縦覧に供する。 る同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課 たので、都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十一条第二項において準用す 春日部市から春日部都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受け

平成二十七年一月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県告示第二十八号

定による意見の概要について、 のとおり縦覧に供する。 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第一 同条第三項の規定により公告し、 項及び第二項の規 及び当該意見を次

平成二十七年一月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)越谷市谷中町二丁目計画

埼玉県越谷市谷中町二丁目五十九番ー

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) IJ 棄物については分別を徹底し、 サイクル関連法令に従い、 循環型社会形成推進基本法を踏まえ、廃棄物の発生抑制に努めるとともに、 リサイクルを積極的に推進すること。 法令を遵守して適正に処理・処分すること。 また、

う徹底すること。 ら苦情が発生した場合は、 空調室外機等について、 また、貴施設の建設および営業に起因して、 定期的に整備・点検し、異音などが発生しないよ 迅速かつ適切な対策に努めること。 近隣住民等か

二 縦覧期間

平成二十七年一月十三日から平成二十七年二月十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

埼玉県告示第二十九号

定による意見の概要について、 のとおり縦覧に供する。 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第一 同条第三項の規定により公告し、 項及び第二項の規 及び当該意見を次

平成二十七年一月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)越谷花田物販店舗

埼玉県越谷市花田二丁目二 二他

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- (1) IJ 棄物については分別を徹底し、 サイクル関連法令に従い、 循環型社会形成推進基本法を踏まえ、廃棄物の発生抑制に努めるとともに、 リサイクルを積極的に推進すること。 法令を遵守して適正に処理・処分すること。 また、
- う徹底すること。 ら苦情が発生した場合は、 空調室外機等について、 また、貴施設の建設および営業に起因して、 定期的に整備・点検し、異音などが発生しないよ 迅速かつ適切な対策に努めること。 近隣住民等か
- (3)事業者と十分に協議すること。 計画地付近をバス路線が運行するため、 工事により道路を塞ぐ場合はバス
- (4)に混雑が 出入口 予想されることから、 付近と東側交差部付近につい 誘導員の配置など配慮すること。 ては、 新規開店時及び繁忙期には

二 縦覧期間

平成二十七年一月十三日から平成二十七年二月十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第一号

うに道路の区域を変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、 次のよ

その関係図面は、 平成二十七年一月十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環

境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年一月十三日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 川村 一峰

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 行田蓮田線

三 道路の区域

新	IΒ	旧 新 別
六七番二地先まで	也もから引ってきるスネトコギー 蓮田市大字高虫字高都原三四四番	区
六七番二地先まで地先から同市大字高虫字高都原三四四番一連田市大字高虫字高都原三四四番ー		間
三 六 六 六 二 六 二	八・一六~	(メートル)敷地の幅員
III 0 · 00		(メートル) 長
交差点拡幅工事である。		備
6		考

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、 道路の

区域を次のように変更する。

その関係図面は、 平成二十七年一月十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環

境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年一月十三日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 川村 一峰

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 さいたま菖蒲線

三 道路の区域

新	ΙΒ	旧 新 別
五一番五地先まで五一番五地先まで		区間
八・四八~	一九・八五	(メートル)
二七五・〇〇		(メートル) 長
交差点拡幅工事である。		備考